

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案	備考
○大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 平成 24 年 12 月 25 日 条例第 60 号 目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 堤防(第 3 条―第 14 条) 第 3 章 床止め(第 15 条―第 18 条) 第 4 章 堰(第 19 条―第 26 条) 第 5 章 水門及び樋門(第 27 条―第 34 条) 第 6 章 揚水機場、排水機場及び取水塔(第 35 条―第 40 条) 第 7 章 橋(第 41 条―第 46 条) 第 8 章 伏せ越し(第 47 条―第 51 条) 第 9 章 雑則(第 52 条―第 55 条) 附則 第 1 章 総則 ～ 第 3 章 床止め (略) 第 4 章 堰 第 19 条 ～ 第 23 条 (略)	○大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 平成 24 年 12 月 25 日 条例第 60 号 目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 堤防(第 3 条―第 14 条) 第 3 章 床止め(第 15 条―第 18 条) 第 4 章 堰(第 19 条―第 26 条) 第 5 章 水門及び樋門(第 27 条―第 34 条) 第 6 章 揚水機場、排水機場及び取水塔(第 35 条―第 40 条) 第 7 章 橋(第 41 条―第 46 条) 第 8 章 伏せ越し(第 47 条―第 51 条) 第 9 章 雑則(第 52 条―第 55 条) 附則 第 1 章 総則 ～ 第 3 章 床止め (略) 第 4 章 堰 第 19 条 ～ 第 23 条 (略)	

(管理施設)

第 24 条 可動堰^{ぜき}には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第 25 条 第 16 条から第 18 条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第 26 条 第 20 条及び第 22 条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第 5 章 水門及び樋門

第 27 条 ～ 第 32 条 (略)

(管理施設)

第 33 条 第 24 条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

第 34 条 ～ 第 49 条 (略)

(ゲート等)

第 50 条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所、ゲー

(可動堰^{ぜき}の管理施設等)

第 24 条 可動堰^{ぜき}には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

2 可動堰を設ける場合において、当該可動堰^{ぜき}を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

(護床工等)

第 25 条 第 16 条から第 18 条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第 26 条 第 20 条及び第 22 条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第 5 章 水門及び樋門

第 27 条 ～ 第 32 条 (略)

(水門及び樋門の管理施設等)

第 33 条 第 24 条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

第 34 条 ～ 第 49 条 (略)

(ゲート等)

第 50 条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所、ゲー

ト(バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 第 21 条第 2 項の規定は前項のゲートの開閉装置について、~~第 24 条~~の規定は伏せ越しについて準用する。

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第 53 条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第 26 条の許可。以下この条において同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ト(バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 第 21 条第 2 項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第 24 条第 1 項の規定は伏せ越しについて準用する。

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第 53 条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第 100 条第 1 項において準用する法第 26 条の許可。以下この条において同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 14 日条例第 54 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。